

平成29年4月入園保育園・認定こども園 入園申し込みについて

(保育標準時間・保育短時間認定)

9月20日(火)より、平成29年4月新規入園のための入園申込書を次のとおり配付します。なお、昨年と受付期間および申し込み先が異なりますので、ご注意ください。

●書類の配付および受付場所

こども福祉課（9月21日以降市ホームページからもダウンロードが可能です。URL:<http://www.city.shimotsuke.lg.jp/>）

※平成29年度4月入園申し込みより、保育認定の申し込みは、全てこども福祉課にて受け付けします。

●受付期間

10月3日(月)～10月28日(金)

年度途中(平成29年5月以降)の入園を希望される方は、入園希望月の6か月前から申し込みを受け付けます。

●申し込み方法（次の必要書類にご記入のうえ、受付期間内に提出してください。）

- 保育園入園申込書兼支給認定申請書
- 児童の心身の状況について
- 家庭の状況調査票
- 勤務証明書等の添付書類

※下野市に住所がある方が受付の対象です。他市町村に住所がある方は、住所地での申し込みとなります。また、仕事等の都合により、下野市外の保育園をご希望の場合は、こども福祉課までご相談ください。

●入園基準（下記のいずれかの要件に該当し、児童の保育が困難で、保育施設の利用を必要とする方）

1. 仕事をしている（フルタイムのほかパートタイムで労働することを常態とすること）
2. 妊娠・出産（児童の保護者が出産前後の為、保育ができない場合）
3. 保護者が病気や怪我等により負傷している、または精神もしくは身体に障害を有している
4. 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している
5. 災害復旧に当たっている
6. 求職活動を継続的に行っている
7. 就学（高等学校、大学に在学している、または職業訓練校等における職業訓練をしている）
8. 虐待・DVの恐れがある場合
9. その他前各号に類する状態であると市が認めた場合

●審査結果

申込書類提出後、入園基準等の審査を行い、平成29年1月以降に結果を通知します。

- ◎ 入園が内定しても、面接・健康診断の結果により集団保育に適さないと判断された場合は入園を承諾できない場合があります。
- ◎ 申し込み内容に虚偽または変更があった場合は、入園（内定）を取り消す場合があります。
- ◎ 申し込み児童数が年齢ごとの定員を超えた場合は、入園できないことがあります。

●申し込み・問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32) 8 9 0 3